



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第184号



所長
上川路 長生

ごあいさつ

時々刻々

梅の開花など、春を告げる便りに心弾む日々が続きます。梅の名所『熱海梅園』では日本一早咲の八重寒紅200本が開花して、訪れた人々はほのかな甘い香りに包まれていると伝えています。出水平野で越冬した万羽ヅルは、鳥インフルエンザに感染もせず、元気に再会を約束して北帰行を始めました。センバツへの嬉しい『春の切符』は神村学園に届きました。粘り強い打線を武器にして、郷里に夢と感動を与えて欲しいものです。

そんな平和な国、日本を10日間にわたって震撼させた邦人人質事件は、最悪の結末を迎えました。今まではどこか遠い国で起きてきた恐ろしい出来事で自分達には関係のない事件でした。オレンジ色の囚人服を着せられた2人の日本人が拘束されている衝撃的な映像が、『ユーチューブ』にアップされたのです。イスラム過激派『イスラム国』は身代金2億ドルを要求し、72時間以内に対応しなければ、殺害すると警告したのが悪夢のスタートでした。安倍首相の中東歴訪に照準を合わせた卑劣な脅迫で、ビデオ声明では『日本は8,500キロも離れていながら十字軍に参加した』と欧米への協力を犯行動機に挙げたのです。さらにヨルダン政府を翻弄し、苦しい立場に追い込んで、期限を『24時間』と命の時間を刻一刻とカウントダウンする様子を全世界に見せつけた極めて卑劣なテロ事件でした。野党も政府与党と結束してテロ対策を急がねばなりません。

そんな野党民主党の再生をかけた代表選は、岡田克也代表代行と細野豪志元幹事長の決戦投票となり、岡田氏が僅差で勝って代表に復帰することになりました。“オール民主”の名のもとにかつての七奉行などを次々と登用して、『民主党は変わっていない』との印象を強めました。堅物といわれた岡田氏が、「私も変わらなければならない」と決意表明したように、自民党一強支配と対等に戦うためには、非自民勢力が小異をすてて大同につく野党再編が必要ではないかと思われまます。民主党再生のためには岡田新代表が、安倍首相以上に国民から期待が持たれるトップになれるのかにかかっています。

冬のスポーツ界は話題満載です。大相撲初場所でもライ

目次

ごあいさつ “時々刻々”	…1P
税務カレンダー	…2P
2015年2月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当:大野 賢史	…3P
会計・税務のQ&A	
“平成26年分 確定申告”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
第18回KMCセミナー(税制改正勉強会)のご案内	…6P
お客様情報 “白石病院 新館 OPEN”	…7P
お客様情報 “ふるた助産院 産前・産後ケアハウス サクララン OPEN”	…7P
随想 “『冬はつとめて』 上川路美恵野”	…8P

バル不在の横綱白鵬は、歴代最多記録の33度目の優勝を全勝で飾りました。満員御礼の続く相撲人気復活に沸く大相撲に、華を添えてくれました。オーストラリアで開催された全豪オープンの錦織圭と、アジアカップのサッカー日本代表も双方ともに優勝かと期待が高かっただけに、準々決勝敗退には無念さが残りました。めきめきと実力をつけて、「勝てない相手はもういない」と語る錦織にタイトル獲得は近いと感じます。八百長疑惑でスペイン検察当局から告発された日本代表のアギーレ監督の解任が決まりました。決定が遅れて時期が悪く後任選びが難しいようです。

郷里鹿児島に感動を与えたのが都道府県駅伝です。男子も女子も5位と久しぶりの快挙でした。駅伝も先手を取るが鉄則で1区の出来次第で流れが決まります。男女ともにスタートから好位置をキープして、強豪に伍して5位入賞をはたしました。テレビの主演として鹿児島のメンバーが躍動して故郷に元気をくれたのでした。

桜島が山体膨張をしていると、气象台からは警報が出ていつ大噴火が起きてもおかしくないだけに、常在戦場と心得て万に備えておきたいものです。インフルエンザが猛烈に流行していますが、私自身が罹患してしまい職場放棄して、ご迷惑をおかけいたしました。油断大敵と反省しているところです。
(平成27年2月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



1 2月決算会社申告書提出

個人の
確定申告
開始!

2015年2月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10 	11  建国記念の日	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
3/1 	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7

3月2日まで

- 1 2月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 3月決算法人 第3 四半期分
 - 6月決算法人 第2 四半期分
 - 9月決算法人 第1 四半期分
- 3・6・9・1 2月決算法人の3月ごとの期間短縮にかかる消費税等の確定申告
- 年税額4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告

2月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付



2月中の市町村条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

平成26年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が始まります！準備はお早めに

申告期間 2月16日（月）～3月16日（月）まで
（還付申告は2月16日以前でも行うことができます）



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

3月決算法人の決算・申告準備

遅くとも2月中には決算の仮締めを行います。年度末までの数字をできる限り正確に見込むとともに、事前に経営トップの意向を確認して、今期の決算政策を十分に検討しましょう。そこで確定させた決算政策に基づき、決算調整を行います。

年度末までの資金繰りの再確認

年初から年度末までの資金繰りを改めて見直します。特に3月決算法人では、仮締めをすることで納税など決算に必要な資金が見えてきます。また、取引先等の貸付金や売掛金、立替金などを期日までに精算することも資金繰りの改善に繋がります。資金不足が予測される場合には、金融機関に借入を申込むなど、早めに手当てをしておきましょう。

新事業年度の利益計画の立案

3月決算法人は、新事業年度の経営計画づくりにも着手しましょう。中でも、重要なのが利益計画です。今年度の実績を踏まえて、来期の人件費、設備機器・資産の維持・修繕費といった大きな費用から、材料費、備品購入費、旅費・交通費、水道光熱費など細かい支出まで、具体的に算出して計画を立てる必要があります。

固定資産税第4期分の納付

各市町村から送られてきた納税通知書の税額・期日を確認し、指定日までに納付しましょう。

平成26年分の確定申告の受付開始

平成26年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は、2月16日～3月16日までです。還付申告については、2月16日以前でも受け付けてもらえます。また、改正点等については、次頁の「Q&A」で取り扱っておりますので、ご参考ください。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味やハマっていることについて紹介しています。職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ：釣り入門

今月の担当：監査部 **大野 賢史**



いつもお世話になっております。監査部に所属している大野と申します。

今回、私が夢中になっている趣味についてお話したいと思えます。友人の影響もあり、かねてから興味を持っていた釣りを本格的に始めました。釣竿を持つのは、学生の時以来で、釣りの奥深さにまだ右も左もわからない現状ですが、時間を見つけて

近くの港へ通っています。



目当てとする魚によって、仕掛けや釣り方も違い、一つ一つ友人に教わりながらですが、釣り上げたばかりの生きた魚に触れるのも久しぶりで、違う種類の魚を目の前にする度、童心にかえたかのように興奮しています。

現在は、主に疑似餌で釣りを行っていますが、今後は本格的な餌釣りにも挑戦していこうと考えています。

なかなか思うように釣果は得られませんが、良い息抜きとして継続していければなんと日々楽しんでいます。



?



テーマ 『平成26年分確定申告』

今年も確定申告の時期がやってまいりました。例年のことですが、年に1度のことです。忘れがちになってしまうので、どのような改正点があったかを把握し、早めに必要な資料を準備しましょう。

平成26年分の確定申告納期限及び振替納税の振替日

	申告及び納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成27年 3月16日(月)	平成27年 4月20日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成27年 3月31日(火)	平成27年 4月23日(木)
贈与税	平成27年 3月16日(月)	



チュ~イ!!

納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。また、振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。(残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかることになります)

平成26年分の所得税から摘要される主なもの

個人投資家のためのNISA(少額投資非課税制度)の開始

平成26年1月1日施行

NISA(少額投資非課税制度)が平成26年1月1日より施行されました。NISAでは、毎年100万円の非課税投資枠が設定され、株式投資信託・上場株式等の配当・譲渡益等が非課税対象となります。

- ・利用対象者：日本在住で、口座開設年の1月1日時点で満20歳以上の方
- ・制度の概要：証券会社や銀行、郵便局などの金融機関でNISA口座を開設して上場株式等を購入すると、配当や譲渡所得等が5年間非課税となります。非課税の対象となるのは、「年間100万円までの投資」

白色申告者の帳簿の記帳・記録保存の義務化

平成26年1月より適用

平成26年1月1日以後において、事業所得・不動産所得・山林所得が生じる業務を行う方すべてに(所得税の申告の必要のない方も含め)、記帳義務・記録保存義務が課されることとなりました。

保存が必要な帳簿・書類	保存期間
・法定帳簿(収入金額や必要経費を記載した帳簿)	7年
・任意帳簿(業務で作成した上記以外の帳簿)	5年
・書類(領収書・請求書・納品書・決算時の棚卸表など)	5年

住宅税制の延長及び拡大

住宅借入金等特別控除の期間延長(H26.1.1~H29.12.31)と減税措置の拡充

住宅借入金等特別控除

変更点:住宅借入金等の年末残高の限度額等が平成26年1月より以下になりました。

居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額	最大控除限度額	
H26.1月~H29.12月	特定取得に該当する場合	4,000万円(5,000万円)	1.0%	10年間	40万円(50万円)	400万円(500万円)
	特定取得に該当しない場合	2,000万円(3,000万円)	1.0%	10年間	20万円(30万円)	200万円(300万円)

「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいう。表中の()内の金額は、認定住宅の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。

特定増改築等住宅借入金等特別控除

変更点:住宅借入金等の年末残高の限度額(1,000万円)のうち特定増改築等に係る住宅借入金等の年末残高の限度額(特定増改築等限度額)等が平成26年1月より以下になりました。

居住年		特定増改築等限度額		控除率	控除期間	各年の控除限度額	最大控除限度額
		1,000万円から特定増改築等限度額を控除した残額					
H26.1月~H29.12月	特定取得に該当する場合	250万円	2.0%	5年間	12.5万円	62.5万円	
		750万円	1.0%	5年間			
	特定取得に該当しない場合	200万円	2.0%	5年間	12万円		
		800万円	1.0%	5年間			

住宅耐震改修特別控除

変更点:耐震改修工事限度額等が平成26年1月より以下になりました。

住宅耐震改修の完了年		耐震改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
H26.1月～ H29.12月	新消費税率により課されるべき場合	250万円	10%	25万円
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	200万円	10%	20万円

平成26年4月1日以後に行う住宅耐震改修については、税額控除額の計算方法が住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額(補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の額を控除した後の金額)の10%に相当する金額とする。

住宅特定改修特別税額控除

変更点:改修工事限度額等が以下のように変更になりました。

【バリアフリー改修工事】

特定居住者が高齢者等
居住改修工事等をした
場合

居 住 年		改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
H25.1月～H26.3月		200万円	10%	20万円
H26.4月～ H29.12月	新消費税率により課されるべき場合	200万円	10%	20万円
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	150万円	10%	15万円

【省エネ改修工事】

居住者が一般断熱改修
工事等をした場合

居 住 年		断熱改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
H25.1月～H26.3月		200万円(300万円)	10%	20万円(30万円)
H26.4月～ H29.12月	新消費税率により課されるべき場合	250万円(350万円)	10%	25万円(35万円)
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	200万円(300万円)	10%	20万円(30万円)

表の()内の金額は、併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合の断熱改修工事限度額及び最大控除限度額

認定住宅新築等特別税額控除

変更点:認定住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用に係る限度額(認定住宅限度額)等が、以下のように変更になりました。

居 住 年		認定住宅の範囲	認定住宅限度額	控除率	最大控除限度額
H26.1月～H26.3月		認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
H26.4月～ H29.12月	新消費税率により課されるべき場合	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	500万円	10%	50万円

住宅税制について

平成26年に関しては消費税の増税を考慮し、住宅取得に係る消費税率によって控除額が異なります

平成26年中に自身の住まいとして住宅ローンを利用して新築を取得または増改築等を行ったり、改修工事を行ったりした場合、一定の要件を満たしている場合は住宅税制の控除を受けることができますので、該当するものがないか確認を行いましょ。

(要件については、年齢、給与所得、その他ありますので詳細は国税庁のホームページにてご確認ください。)



雇用促進税制の改正

平成26年分以後適用

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除

・税額控除の適用を受けることができる金額の引上げ 基準雇用者数1人当たり **40万円** (改正前 20万円)

・適用要件から次の者を除外 基準雇用者数等の計算における適用年の前年の12月31日の雇用者から
適用年の12月31日において**高年齢雇用者に該当する者を除外する**

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除の創設

青色申告書を提出する個人が、H26年からH28年までの各年に国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給増加割合が5/100以上であり、かつ、次の「及び」の要件を満たすときは、雇用者給与等支給増加額の10/100相当額の特別税額控除ができることとされました。(その年分の事業所得の金額に係る所得税額の10/100(その個人が中小企業者である場合には20/100)相当額を限度とする)

雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること

平成26年分から適用する改正事項の中で、一般的に該当するものを掲載しています。要件等詳細についてはご確認ください。確定申告をされる方は期限直前になると税務署も混雑しますので、早めに申告を行いましょ。



企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の生命保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策についてご紹介するコーナーです



とは

- * 万が一の“不測の事態”に対するリスク対策
- * 将来予測される多額の資金（退職金・相続関連など）に対する対策

<リスクマネジメント> の確認と必要性
リスクマネジメントシートの作成をしましょう！

経営者・役員は、企業経営において重要な役割を担っており、お亡くなりになった場合、重度の身体障がい状態になった場合や重大な疾病に罹患した場合に企業が受ける経済的損失は多大なものになると予測されます。

企業にとって損失となるリスクとして、こういった資金が必要になると考えられますか？



リスクマネジメントシートを使って、企業にとって必要と想定される資金を算定してみましょう。

<リスクマネジメントシート>で、それぞれの法人が決算に基づいた数字を基本に作成するのが正確な**【企業防衛対策】**です。監査担当者が企業経営者と“ともに考える”ことが大切だと思っています。



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

(有)上川路マネジメントセンター主催 第18回KMCセミナー

平成27年度 税制改正 勉強会のご案内



昨年末、平成27年度税制改正大綱が閣議決定しました。
 これを受けて、現在、改正に向けた法案等の作成が進められています。
 今回のセミナーでは、税制改正のポイントを分かりやすく皆様にお伝えしたいと思います。
お気軽に税制改正について学んでみませんか？皆様のご参加を心よりお待ちしております！

<平成27年度税制改正大綱のポイント>

消費税率10%に向けた成長が課題 企業の競争力を高め、景気回復を後押しする

法人税率の見直し 繰越欠損金制度の見直し 贈与税非課税措置の創設
 エコカー減税の厳格化 空き家撤去の促進 NISA 等々

テーマ 『平成27年度 税制改正のポイント』
 講師 上川路美恵野会計事務所 所長 上川路 美恵野
 公認会計士・税理士

日時 平成27年4月6日(月)13:30~15:30 (受付開始13:00~)
 会場 鹿児島ビル9F 大会議室(上川路美恵野会計事務所と同じビルです)
 会費 **無料!**

お申込方法 同封のお申込書に必要事項をご記入の上、
 FAX(099-252-6400)してください。
 なお、お申込書は当事務所ホームページからもダウンロード可能です。



2月2日
OPEN!

白石病院 新館オープン!



診療部門

- ・腎臓内科・一般内科・循環器科・呼吸器科
- ・消化器科・泌尿器科・リハビリテーション科
- ・人間ドック・人工透析・CAPD
- ・腎移植外来(腎移植相談)・糖尿病外来

平成25年11月、工事の安全祈願をする地鎮祭から始まり1年余り、2月1日竣工いたしました。今回の建物は何といても新館と本館を結ぶ上空通路が完成したことです。一階は、年々増加するシャント手術等に対応する血管造影室と近代的で衛生的な機械器具を導入した厨房が入ります。2階は、最新の入浴施設の機械器具を備え、広々と明るい療養病棟となります。3階には一般病棟が入り、屋上には、歩行訓練等の出来る屋外訓練スペースが設けられ、桜島が眺められる癒しの場所となっています。病院は、記念クリニックから19床移転して療養90床、一般40床の計130床の入院施設となります。今回建物が出来上がったのも早く用地提供して下さった近隣住民の皆様のご協力、ご支援のお蔭だと深く感謝いたしております。今後もより良い医療サービスを提供できるように職員一丸となって努めて参りたいと思います。

社会医療法人 白光会 理事長 白石 幸三

外来受付時間

午前 9:00 ~ 12:30

午後 14:00 ~ 17:30

日曜・祝祭日は休診



お問い合わせ

社会医療法人 白光会 白石病院

〒890-0042 鹿児島市薬師1-12-22

TEL 099-255-0101 FAX 099-285-1798

お客様情報



医療法人 天百合会



2015年1月12日

OPEN!

ひとりで不安を抱え込んで
いませんか?

『産前・産後ケアハウス』で、カラダとココロをやさしくサポート。

赤ちゃんのお世話から産前産後のお母さまのからだの気がかりまで、出産と育児にはたくさんの不安がつきものです。また、産後は骨盤のゆがみやメンタルの変動が大きいです。

『まるごとお母さんになるのを支える』このコンセプトの元、サクラランでは助産師が24時間しっかりサポートいたします。

営業時間

9:00 ~ 17:00

午前 9:00 ~ 12:00

午後 13:00 ~ 17:00

営業日

日曜・祭日を除くすべて
入所の場合、原則年中無休です
が、入所妊婦・褥婦がいない場合は
休診日となる場合があります。



living room

リラックスできる、明るい
雰囲気のリビングです。

Private room

ママと赤ちゃんが安心して過ごせるよ
うな個室を各種準備しております。



interior

フロアは、かわいらしいインテ
リアで飾られています。

サクラランの特徴

- ♡育児・授乳・体調管理
- ♡沐浴指導
- ♡女性理学療法士などによるリハビリ
- ♡マタernalエステ(アロマ・フラワーエッセンスも含む)
- ♡ミュージックセラピー
- ♡アートセラピー
- ♡幼児園
- ♡ベビーマッサージの指導
- ♡産後ママトモサークル
- ♡栄養士が作った授乳によい食事



お問い合わせ

ふるた助産院 産前・産後ケアハウス サクララン

〒890-0073 鹿児島市宇宿9丁目6番5号 4F

TEL 099-230-7882 FAX 099-296-9261

H P <http://amayurikai.or.jp/>





寒い日が続く二月です。起きるのが辛い朝、『冬はつとめて（早朝）』という一節が思い浮かびます。枕草子の冒頭、『春はあけぼの...』『夏は夜...』『秋は夕暮れ...』に続く冬の部分です。清少納言によると『冬はつとめて』、冬は早朝の、しかも雪が降ったり霜が降りたりしているようなのが一番、なのだとか。

NHKの『100分de名著』という番組で取り上げられていた事をきっかけに枕草子の魅力を再発見し、読み直しています。

学生の頃一通りは読みましたが、『春はあけぼの』のような鮮やかな情景描写や、『ちいさきものはみなうつくし』のような観察眼は魅力的だったものの、随所に表れる軽薄な物言いや自らの才を誇る自慢話が鼻につくようで、あまり好んではいませんでした。

しかし、番組で『古今東西に通用する礼儀作法の書』という切り口で紹介されていて、その視点で見ると、確かに宮中という当時最高の職場でキャリアウーマンとして頭角を現したのだけのことではあって、その才覚と気配りは目覚ましいものがあり、生半可なビジネスマナー本よりも余程参考になるのでは、と感じさせます。

『にくきもの（癩に障るもの）』として『何事も他人をうらやましがり、不平の多い人』や、「知ったかぶりをする人」「話に割り込んでくる人」などを挙げていますが、これらに共通しているのは、他人がどう感じるかという意識に欠ける振る舞いです。

清少納言が一貫して他者を思いやって行動することの大切さを説いていることを知り、今まで、どちらかという傍若無人の人とだけ驚きでした。

そして、当時の時代背景を踏まえると、より清少納言の人柄がわかる事も知りました。

清少納言が仕えた中宮定子は、対立する藤原道長の勢力に押され寂しい末路をたどりました。政権争いに巻き込まれ、権力の頂点から転落していく主に忠実に仕える中で、思うに任せないことも悔しいこともあったでしょうに、枕草子では、ほとんどそれには触れていません。あくまでも明るく華やかな後宮の姿を描いているのです。私が苦手と感じていた軽薄な態度や自慢話なども半分は演出だったのではないかと今では思います。

人生において辛い時、苦しい時、グチグチと恨み節を綴っていても仕方ありません。身近なものを鋭く観察して面白がる気概と小さなことでも喜びを感じる感受性をもつことが明るく生きる知恵であると教えてくれています。

それを踏まえて、『冬はつとめて』のくだりを読むと以前とは違った受け止め方ができます。暖房器具もろくにない平安朝、冬の早朝が辛くないわけがありません。それでも冬は冬らしく思いっきり寒い時が良いと言い切る潔さと、雪や霜など冬にしかないものを楽しむ前向きさを見習いたいところです。

とはいえ、「冬はつとめて...」とつぶやいてみても、やはり布団の中でぐずぐずとしてしまいます。春が待ち遠しいですね。



今ここに光集めて冬すみれ 美恵野

編集後記

最近、イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人質事件の報道で、新たな動きがある度に衝撃を受ける日々が続きました。新しい年を迎えて間もなく訪れた衝撃と悲しみが二度とどの国の人々の心にも訪れないことを願うばかりです。

早くも確定申告の時期がやってきました。当事務所も繁忙期になりますが、事務所内ではインフルエンザが流行っています。皆様も体調管理にはお気を付けください

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://www.kaikai-home.com/kamikawaji/>

上川路会計

検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで!

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

